

広島県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和七年五月十二日までの間、縦覧に供する。

令和七年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

徳市津口線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
世羅郡世羅町大字津口字定光地谷一〇二八番一〇地先から 世羅郡世羅町大字津口字定光地谷九八〇番 四地先まで	旧	四・一〇〇 二・一〇〇	二〇一・六〇		
	新	五・一〇〇 八・〇〇〇	二〇一・六〇	拡幅	